

農林漁業の健全な発展と調和のとれた
再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律
(農山漁村再生可能エネルギー法) について

平成26年10月

食料産業局
再生可能エネルギーグループ
農林水産省

1. 農山漁村の再生可能エネルギー導入拡大に
向けた課題

(1) 農山漁村における再生可能エネルギー発電の導入について

- 国土の大宗を占める農山漁村は、森林資源等のバイオマス、水、土地などの資源が豊富に存在し、再生可能エネルギー利用の面で高いポテンシャル。
- 平成24年7月に開始された固定価格買取制度により、再生可能エネルギー発電の事業採算性が向上。農山漁村において新たな所得機会の可能性が生じている。

農山漁村における再生可能エネルギー資源の賦存

○国土構成

日本の国土：3,779万ha



<主要課題>

資源の賦存状況や国土保全等の観点も踏まえ、木質バイオマス発電や地熱発電等を実施。

食料供給等の機能に支障を来さないよう留意しつつ、太陽光発電や陸上風力発電等を実施。

地理的条件に応じて、水力発電や小水力発電を実施。

(資料) 国土交通省「平成24年度土地に関する動向」

○農山漁村における再生可能エネルギー発電のポテンシャル

◆太陽光発電

- 再生利用困難な荒廃農地の面積：12.5万ha
仮に単純に全てに太陽光発電設備を整備した場合
- 年間発電量：854億kWh

◆農業用水利施設による小水力

- 年間発電量：8.9億kWh
(未開発の包蔵水力エネルギー及び開発済みの中小水力発電量から試算)

◆バイオマス発電

- 未利用間伐材(林地残材)の年間発生量：2,000万m³
仮に全て木質バイオマス発電に活用した場合
- 年間発電量：70億kWh

※ どの程度の再生可能エネルギー発電が導入されるかは、それぞれの地域の資源の賦存状況を踏まえた発電事業者の判断等によるものであり、上記全てが再生可能エネルギー発電に活用されるわけではない。

固定価格買取制度の開始

○平成24年7月より、再生可能エネルギー発電の標準的なコストをまかなえる価格での買取りを一定期間保証する固定価格買取制度が開始。

○平成26年度固定価格買取制度の買取価格・期間の例

電源 (調達区分)	調達価格 (税抜)	買取期間
太陽光 (10kW以上)	32 円/kWh	20年
風力 (20kW以上)	22 円/kWh	
小水力 (200kW未満)	34 円/kWh	
既存導水路活用小水力 (200kW未満)	25 円/kWh	
バイオマス (未利用間伐材等)	32 円/kWh	
バイオマス (メタンガス発酵)	39 円/kWh	

-2-

(2) 固定価格買取制度の現状

- 計画から稼働までの期間が短いこと等から、固定価格買取制度の開始後において、太陽光発電の認定が極めて多い。
- 太陽光発電設備の設置主体は首都圏企業が多い一方で、地元企業によるものは全体の4分の1程度。また、その他の電源も含め、地域の農林漁業者など地域の主体による取組事例は、未だ少ない状況。

電源別の稼働率、計画から稼働までの期間等

種類	モデルプラントの想定出力	稼働率	計画から稼働までの期間
太陽光	2,000kW (所要面積3ha)	13%	約1年
風力	20,000kW (2,000kW×10基)	20%	約4~5年
小水力	190kW	60%	約2~3年
バイオマス (木質専焼)	5,000kW	80%	約3~4年
バイオマス (バイオガス)	50kW	90%	約2年
地熱	30,000kW	80%	約9~13年

※コスト等検証委員会報告書(2011年12月)を元に、一部調達価格等算定委員会資料を参照。

固定価格買取制度の認定を受けた設備容量

認定を受けた再生可能エネルギー発電の設備容量の割合

太陽光発電 (6572.5万kW) 95.8%
 その他 (291.6万kW) 4.2%

上記のうち太陽光発電の設備容量の割合

メガソーラー (3750.9万kW) 54.6%
 メガソーラー以外 (2821.6万kW) 41.1%

(資料) 再生設備認定状況(資源エネルギー庁HPより)を基に作成(平成26年3月末時点)。

太陽光発電の設置主体(面積ベース)

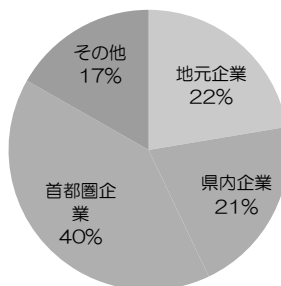
(資料) 経済産業省「工場立地動向調査」を基に作成【平成24年1月~平成25年12月の合計】

なお、分類の定義は以下のとおり。地元企業：太陽光発電設備を設置する市町村と設置主体の本社所在市町村が一致するもの。

県内企業：太陽光発電設備を設置する都道府県と設置主体の本社所在都道府県が一致するもの(地元企業を除く)。

東京・大阪企業：設置主体の本社所在地が東京都・大阪府のもの(県内企業、地元企業を除く)。

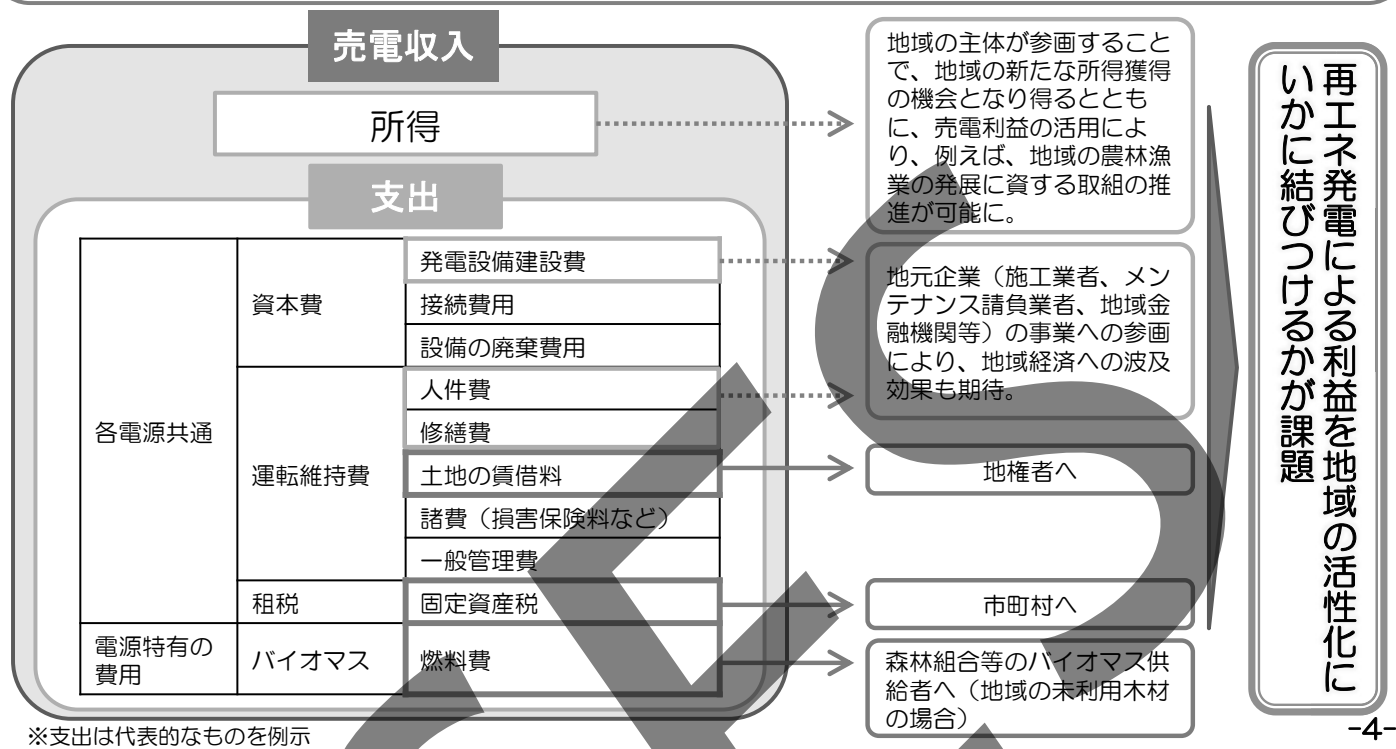
※工場立地動向調査は用地を取得した者を対象に調査を行っており、必ずしも設備の設置は完了していない。



-3-

(3) 再生可能エネルギーによる利益の地域への還元

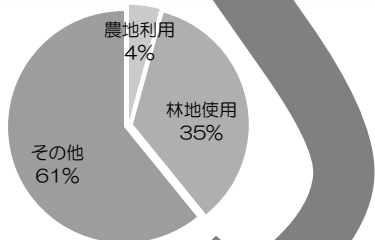
- 再生可能エネルギー発電による売電収入のうち、自ずと地域へ支払われるものは土地の賃借料や固定資産税等一部にとどまる。
- 今後の電力システム改革による小売参入自由化により、約7.5兆円の電力市場が開放されることも踏まえ、地域の資源を活用した再生可能エネルギーによる利益をどのように地域の活性化に結び付けるかは農山漁村の振興を図る上で重要な課題。



(4) 農林漁業と再生可能エネルギーによる土地等の利用調整

- 固定価格買取制度開始後、再生可能エネルギー発電事業のために、各地で遊休地（公有地、私有地）などの土地需要が増加。農林地等の利用を求める動きも増大。
- 農林漁業の地域の基幹産業としての位置づけやその多面的機能の重要性を踏まえれば、土地や漁港・水域の農林漁業上の利用との適正な調整が課題。

太陽光発電設備のために取得された地目



（資料）経済産業省「工場立地動向調査」を基に作成。
【平成24年1月～平成25年12月の合計】
「その他」には、宅地、原野、埋立地、工場跡地を含む。

※工場立地動向調査は用地を取得した者を対象に調査を行っており、必ずしも設備の設置は完了していない。

農林漁業と再エネ発電設備設置の調整

- 【南日本新聞（平成25年8月24日朝刊）（抜粋）】
「増殖する太陽光発電」

・・・再生可能エネルギー電力を電力会社が買い取る制度が、2012年7月スタートした。以来、農地に太陽光発電設備を建設する事例が増えている。
・・・「農業委員会を通じて契約を結び、現在耕作中の農地は、2種農地であっても転用を慎重にしたいが、その手だてがない」・・・

- 【北國新聞（平成24年9月21日）（抜粋）】
「能登沖が風力発電候補

日立造船、気象協会など洋上で国内最大規模
来月から輪島、珠洲で風況調査農漁協は反発」

・・・これに対し、農漁協は8月21日の理事会で、事故や水産資源への影響が懸念されるとして、「洋上風力発電の設置を前提とするのであれば、風況調査に反対する」と決議した。・・・

再生可能エネルギー発電設備の地代収入

		10a当たり賃借料
大規模太陽光発電（2,000kW級）の賃借料		15万円
農地の賃借料	田	1万2,000円
	普通畑	1万円
	樹園地	1万7,000円
	牧草地	4,700円

（資料）大規模太陽光発電（2,000kW級）の賃借料は調達価格等算定委員会資料、農地の賃借料は全国農業会議所「農地情報提供システム」ホームページを参照。

(5) 再生可能エネルギーに係る合意形成や気運の醸成

- 農山漁村において再生可能エネルギー発電事業に取り組むに当たっては、地域の多様な関係者との丁寧な合意形成が必要。
- また、これまで地域ごとに取り組まれていた再生可能エネルギーの取組を全国へ広げていくためには、全国段階での課題やその克服方法などの情報の共有を進めることが重要。

○【日本農業新聞（平成26年1月11日朝刊）（抜粋）】
メガソーラー進出「待った」 地元との連携不可欠

・・・（集落内の山の南向き斜面20haに、太陽光発電パネルを設置するとの計画について）斜面は崩れやすく、大雨による土砂で林道は過去に何度も埋まっていた。・・・（自治会長は）「太陽光発電の必要性は理解するが、今回は設置場所が悪い」と顔をしかめる。
・・・事業者らでつくる太陽光発電協会は、再生可能エネルギーの固定買取制度の導入をきっかけに、新規参入が相次ぎ「業界の規模が急激に大きくなり、トラブルが生じやすくなったのではないかとみる。混乱を避けるために「業者側との丁寧な説明が必要だ」と指摘、地域の実態に合った計画の推進を提唱する。

○【SankeiBiz（平成26年5月5日）（抜粋）】
ご当地エネルギー開発活況 風力、太陽光…「地産地消」目指す

・・・福島第1原発事故以降は、地域の企業や金融機関、市民などの出資でさらに多くのご当地エネルギー事業が生まれている。太陽光や風力のほか、バイオマス、温泉熱など地域独自の資源を活用して発電事業を行い、地域の経済発展や雇用創出も目指す。
今年3月11日には、北海道、青森から長崎、熊本各県まで全国19都道県で地産地消のエネルギー開発事業に取り組む30超の団体代表が発起人となり「全国ご当地エネルギー協会（仮称）」を立ち上げた。
（自然エネルギー市民ファンドの）…社長は「情報やノウハウの交換を進め、分散型発電の流れを地域が中心になってつっていきたい」と話している。

-6-

(6) まとめ

- 我が国の農山漁村に再生可能エネルギーを導入するに当たっては、以下の3つの課題に対し、適確な施策を講じる必要。

主な課題

- ① 地域への利益還元
- ② 土地等の利用調整（特に農林漁業上の利用）
- ③ 地域の合意形成や気運醸成

対応の方向性

- ・ 地域の主体による再生可能エネルギー発電の利益の地域への還元
- ・ 地域の未利用資源を積極的に活用した再生可能エネルギーの促進
- ・ 農林漁業上の利用との適正な調整を可能にするルールの明確化
- ・ 再生可能エネルギーの「地産地消」の推進
- ・ 協議会等の場を活用し、発電事業者や農林漁業者も交えた合意形成の推進

目指す姿

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの取組の拡大・深化へ

-7-

2 農山漁村再生可能エネルギー法について

(1) 農山漁村再生可能エネルギー法の概要

- 食料供給や国土保全等の農山漁村が有する重要な機能の発揮に支障を来すことのないよう、農林地等の利用調整を適切に行うとともに、再生可能エネルギーの導入と併せて地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を促進することが重要。
- このような取組を進める枠組みを構築する「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」（農山漁村再生可能エネルギー法）が平成25年11月に成立。平成26年5月1日に施行。

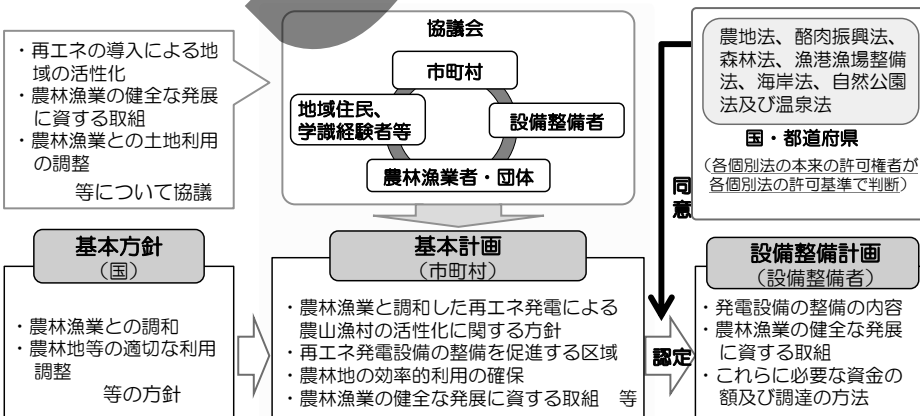
◆目指す姿：再生可能エネルギーの活用による農山漁村の活性化

この法律や予算措置等の活用により、2018年度において、再エネ発電を活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を現に行っている地区を全国100地区以上、この取組を行う検討に着手している地区が全国200地区以上存在していることを目指す

1. 基本理念

- ① 農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進は、地域の関係者の相互の密接な連携の下に、地域の活力向上及び持続的発展を図ることを旨として行われなければならない。
- ② 地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地並びに漁港及びその周辺の水域の確保を図るため、これらの農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整が適正に行われなければならない。

2. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再エネ発電の促進に関する計画制度



3. 認定を受けた設備整備計画に係る特例措置

- (1) 農地法、酪肉振興法、森林法、漁港漁場整備法、海岸法、自然公園法及び温泉法の許可又は届出の手のワンストップ化（認定により許可があったものとみなす等）。
- (2) 再エネ発電設備の円滑な整備と農地の集約化等を併せて図るために行う、市町村による所有権移転等促進事業（計画の作成・公告による農林地等の権利移転の一括処理）。

4. その他

- ① 国・都道府県による市町村に対する情報提供、助言その他の援助
- ② 計画作成市町村による認定設備整備者に対する指導・助言

(2) 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本方針の概要

第1 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化の意義及び目標に関する事項

- 意義
 - ・ 農山漁村における再生可能エネルギーの取組を、地域の関係者の密接な連携の下、地域の経済的・社会的な利益や関係者の気運の高まりに結びつけるとともに、これを継続させ、農山漁村の自律的発展を図っていくことが必要
 - ・ 食料供給や国土保全等の農林漁業の有する機能の発揮に支障を来さないよう、農林地や漁港及びその周辺水域における農林漁業上の利用との適正な調整が必要
 - ・ 被災地の復興の加速化に資するよう、手続の円滑化等に配慮する必要
- 目標
 - ・ 平成30年度において、再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を現に行っている地区を全国100地区以上、この取組を行う検討に着手している地区が全国200地区以上存在していることを目指す

第2 農山漁村における農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進のための施策に関する基本的事項

- 国による施策の総合的な推進
 - ・ 基本計画作成促進のための各種施策の充実、協議会の設置・運営に対する助言等
 - ・ 農地法、森林法、漁港漁場整備法等の個別法に関する知見の提供
 - ・ 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーのモデル的事例の紹介
 - ・ エネルギー基本計画を踏まえた固定価格買取制度の適正な運用や送配電網の整備等
 - ・ 木質バイオマス等の再生可能エネルギーへの利用の推進や小水力発電の普及
 - ・ 電気や熱などの再生可能エネルギーの地産地消の推進
 - ・ 地方農政局等（地方経済産業局、地方環境事務所と連携）に相談窓口を設置
 - ・ 被災市町村の復興に資する取組の優先的取扱い
- 都道府県による施策の推進
 - ・ 再生可能エネルギーの賦存状況等に関する情報提供や技術的助言、支援措置の紹介

第3 農林地並びに漁港及びその周辺水域の農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整に関する基本的事項

- 設備整備区域の設定は未利用地等を優先的に含めるものとし、農林地等を含める場合は農林漁業の健全な発展に支障を及ぼさない範囲であること
- 第1種農地のうち再生利用が困難な荒廃農地等については設備整備区域に含めることが可能（風力発電設備及び小水力発電設備については、一定の要件を満たす場合に限り、荒廃農地以外の第1種農地も含めることが可能）
- 林地を設備整備区域に含めようとする場合、保安林として指定されていない森林を優先的に用いるとともに、保安林の指定の目的に支障を及ぼさないようにすること
- 漁港又はその周辺水域を設備整備区域に含めようとする場合、当該漁港の利用又は保全及び当該水域における漁業に支障を及ぼさないようにすること

第4 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保その他の農林漁業の健全な発展に資する取組の促進に関する基本的事項

- 農林漁業の発展に真に必要な内容とするため、協議会の場等を通じ、関係農林漁業者やその組織する団体の意見を十分聴くとともに、取組内容や役割分担を具体的に定めること
- 具体的な取組の例示（農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保、農林漁業関連施設の整備、農林漁業者の農林漁業経営の改善の促進、農林水産物の生産又は加工に伴い副次的に得られた物品の有効な利用の推進）
- 上記以外の地域活性化に資する取組として、災害時の公共施設への電力供給

第5 その他の基本計画の作成に関する基本的事項

- 農林地所有権移転等促進事業
 - ・ 農林地所有権移転等促進事業における意義の明確化（担い手への農地集約化等）
 - ・ 土地の所有者が明確でない場合は、所有者の確認作業、不在地主との調整、地域の合意形成等に留意して、所有権移転等促進計画を定める必要
- 協議会
 - ・ 構成員について、市町村、設備整備者、関係農林漁業者等のほか、一設備整備区域に農用地を含めようとする場合、農業委員会
 - ・ バイオマス発電の場合、原料の供給を行う農林漁業者やその団体
 - ・ ファイナンスの実務的な知見を有する者等
 - ・ 主な協議事項として、基本計画の規定事項のほか、一農林漁業の健全な発展に資する取組に関する構成員の役割分担
 - ・ 一発電設備の撤去時における撤去費用の負担、土地の原状回復等
- 設備整備計画の認定
 - ・ 農地法に基づく許可に関する行為が記載されている場合、あらかじめ、農業委員会の意見を聴取
 - ・ 大臣等は通常の許可手続に要する時間を超えない範囲で同意の可否を決定
 - ・ 市町村は、基本計画への適合性、必要な資金の確保、地権者の同意の取り付けの確認等により、設備整備計画の認定の是非を判断等
- 発電設備撤去に係る費用負担、土地等の原状回復等について設備整備計画に具体的に記載
- 発電設備を2以上の市町村にまたがって整備する場合の関係市町村の連携

第6 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

- 自然環境の保全との調和
- 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和
- 周辺住民の生活環境に対する配慮

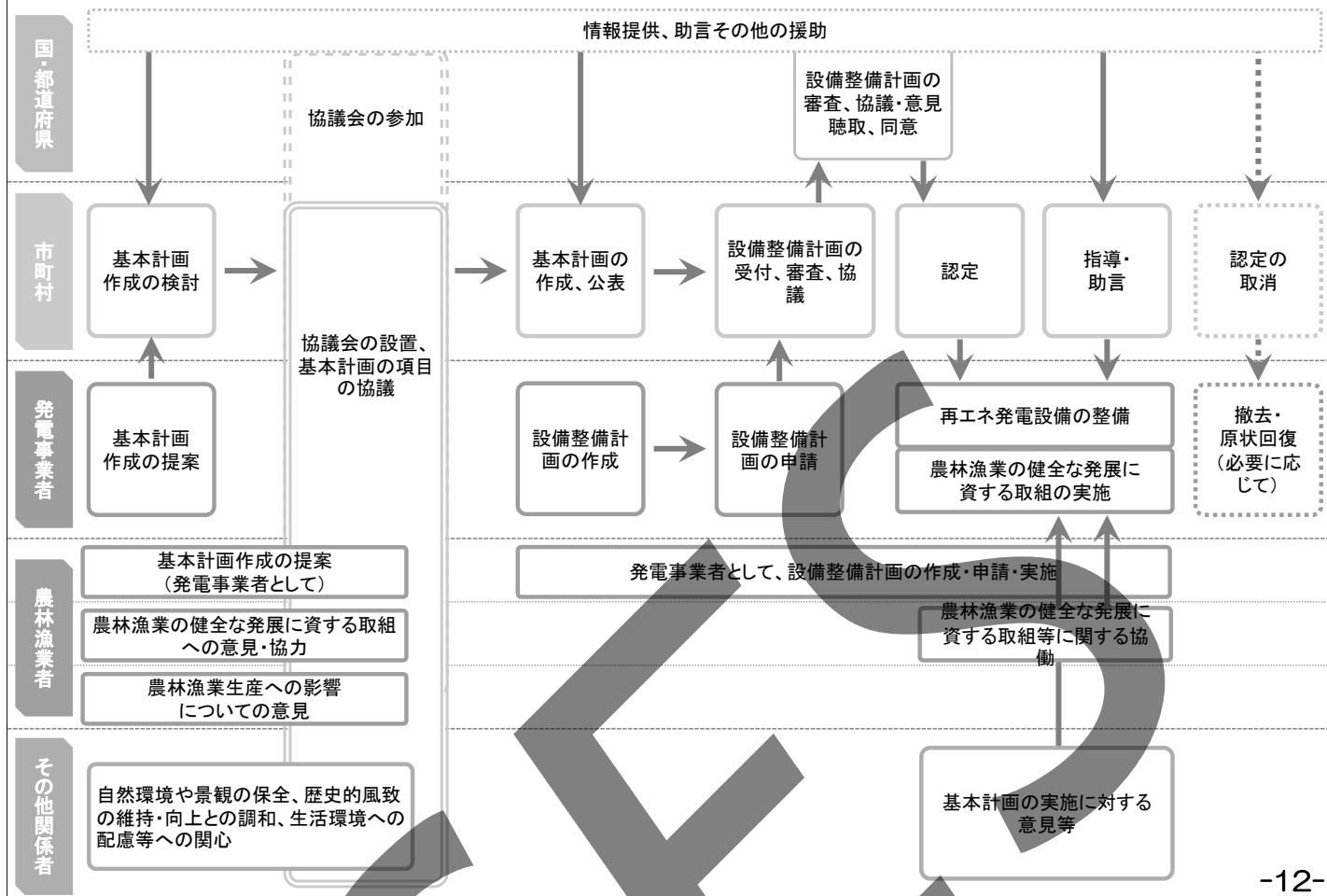
-10-

(3) 市町村が農山漁村再生可能エネルギー法を活用するメリット

1. 多様な関係者が参加する協議会における協議等を経て作成される基本計画において、その市町村が目指す再生可能エネルギーの導入のあり方や具体的内容を示すことで、地域主導の再生可能エネルギーの導入を推進することができる
2. 基本計画において設備整備区域を設定することにより、市町村の区域内での再生可能エネルギー発電設備の整備を農業上の再生利用が困難な荒廃農地等に誘導することが可能となり、市町村の望ましい土地利用との整合性を図ることができる
3. 農林漁業上の利用と再生可能エネルギー発電のための利用との調整を適正に行う仕組みを設けることにより、未利用地・低利用地や農林漁業に必要な農林地や漁港等の機能を維持しながら、再生可能エネルギーの導入を進めることができる
4. 協議会を活用することにより、地域の合意形成をスムーズにし、再生可能エネルギーの導入を円滑に進めることができる（市町村にとっては企業立地が進むのと同様の効果）
5. 再生可能エネルギー発電の利益を、設備整備者が行う農林漁業の健全な発展に資する取組を通じて地域に還元することができる

-11-

(4) 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく取組の流れ



-12-

(5) 協議会を活用するメリット

1. 市町村、発電事業者、農林漁業者、関係住民等のネットワークができる。
2. **地域資源の掘り起こしとその活用についてのマッチング**を行い、地域にとって望ましい再生可能エネルギーの導入を進めることができる。
3. **農林漁業者等が求める売電収入の地域還元を把握**することができるとともに、**地域の関係者が持つ様々なアイデアを引き出す**など、より一層の地域の活性化の起点とすることができる。
4. **設備整備者が、農林漁業が地域経済・社会の発展に果たす役割の重要性を理解**する機会を持つことができ、農林漁業の健全な発展との調和を意識しながら、再生可能エネルギーの導入を進めることができる。
5. 農林漁業者や関係住民その他の再生可能エネルギー発電設備の整備の影響を受ける可能性がある者の懸念を具体的に把握し、**その懸念を払拭するための議論**を行うことができる。
6. 再生可能エネルギーに対する**地域の理解が醸成**され、設備の整備や運転に対する**地域の理解と協力**を引き出すことができる。
7. 国や都道府県のエネルギー・環境部局や関係法令担当部局の職員を構成員とすることで、**各種施策の活用**の検討や**関係法令に基づく手続をスムーズに進める**ことができる。
8. 金融に知見のある方を構成員とすることで、発電事業の事業性やリスク等について**ファイナンス面**から評価を行い、より確実な取組の実施を図ることができる。

-13-

【発電事業者が再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う「農林漁業の健全な発展に資する取組」の具体例】

○「農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保」

発電事業者が売電収入の一部を支出して太陽光発電設備の周辺の農地の簡易な整備等を行うことにより、農業の生産性向上に資する取組

○「農林漁業関連施設の整備」

風力発電設備の近隣において発電設備の見学者等に地元の農林水産物やその加工品等を販売する直売所を整備・運営する費用として、売電収入の一部を支出する取組

○「農林漁業者の農林漁業経営の改善の促進」

木質バイオマス発電を行う事業者が地域の森林所有者等から未利用間伐材等を安定的な価格で買い取り、発電に活用する取組

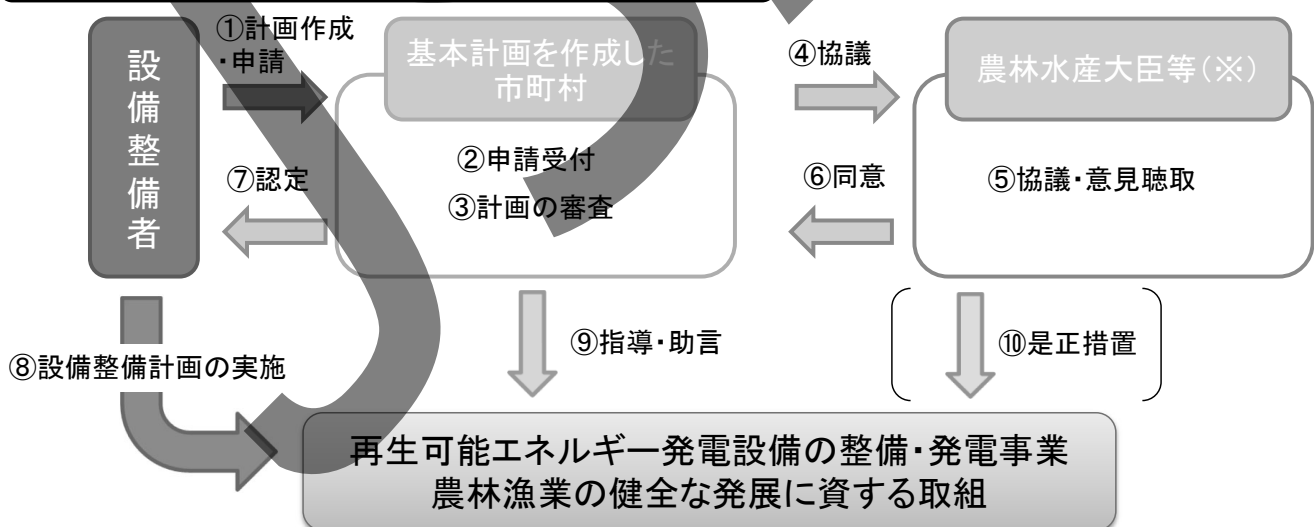
○「農林水産物の生産又は加工に伴い副次的に得られた物品の有効な利用の推進」

畜産業者から家畜排せつ物を引き取ってバイオマス発電を実施するとともに、当該発電に伴い発生した消化液や残さから製造した堆肥を低価格で提供する取組

※ 再生可能エネルギー発電事業の売電収入から、再生可能エネルギー発電設備を整備した土地の地代や賃借料を支払う取組や、地代に代えて毎年の売電収入の一定割合を地権者に支払う取組だけでは、農林漁業の健全な発展に資する取組とはならない。

(6) 設備整備計画の作成と認定

設備整備計画の認定及び実施の手続フロー



○各主体の役割

設備整備者

- ①計画作成・申請
- ⑧設備整備計画の実施

市町村

- ②申請受付
- ③計画の審査
- ④協議
- ⑦認定
- ⑨指導・助言

農林水産大臣等(※)

- ⑤協議・意見聴取
- ⑥同意
- (⑩是正措置)

※農林水産大臣等:第7条第4項各号に定める者(農林水産大臣、環境大臣、都道府県知事及び海岸管理者)をいいます。

設備整備計画の作成

設備整備計画(作成の例)

1 申請者の概要

申請者(代表者)	
①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③法人又は団体の場合はその代表者の氏名、④連絡先(電話番号、E-mailアドレス、担当者名)、⑤資本金の額又は出資の総額、⑥従業員数、⑦業種、⑧決算月	
①(株)〇〇エネルギー ②: 〇〇県△市□町×番地 ③: □□ △△ ④: 電話番号: ××××-×××× E-mailアドレス: 担当者名:	⑤: 資本金 〇〇百万円 ⑥: 〇人 ⑦: 〇〇発電事業 ⑧: □月
共同申請者(共同して申請する者がいる場合に記載)	
①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③法人又は団体の場合はその代表者の氏名、④連絡先(電話番号、E-mailアドレス、担当者名)、⑤資本金の額又は出資の総額、⑥従業員数、⑦業種、⑧決算月	
①: ②: ③: ④: 電話番号: E-mailアドレス: 担当者名:	⑤: ⑥: ⑦: ⑧:

- (注) 1 共同申請者が2者以上存在する場合にあっては、欄を繰り返し設けて記載すること。
2 個人の場合であって、「住所」が「主たる事務所の所在地」と異なるときには、「住所」及び「主たる事務所の所在地」を併記すること。

-16-

2 再生可能エネルギー発電設備の整備の内容

(1)再生可能エネルギー発電設備の整備の内容

①再生可能エネルギー発電設備(再生可能エネルギー源を電気に変換する設備)

番号	発電設備の種類	出力(kW)	年間発電量(kWh)	建築面積	発電設備の用に供する土地の所在	地番	地目		面積	氏名又は名称	備考
							登記簿	現況			
i	太陽光	〇〇	△△△	×㎡	〇市△町	2-4	雑種地	同左	△㎡	(株)〇〇エネルギー	
ii											
iii											

- (注) 1 「発電設備の種類」欄には、再生可能エネルギー源の種類(太陽光、風力、水力、地熱又はバイオマス)を記載すること。なお、発電に用いる再生可能エネルギー源が地熱の場合にあっては、発電方式(バイナリー型、蒸気フラッシュ型等)も記載すること。また、発電に用いる再生可能エネルギー源がバイオマスの場合にあっては、その種類も記載すること。
2 「発電設備の用に供する土地の所在」欄には、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第9条の集約酪農地域の区域内における草地の形質変更を伴う場合にあっては、所在地のほか、申請に係る土地が集約酪農地域内に所在している旨を記載すること。
3 「氏名又は名称」欄には、発電設備の整備を行う者の氏名(法人又は法人でない団体にあっては、名称)を記載すること。
4 「7 特例措置に関する事項」の(注)のいずれかに該当する行為に係る設備については、「備考」欄にその番号を記載すること。

※ 「7 特例措置に関する事項」の(注)についての詳細は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電に関する法律に基づく設備整備計画の認定等に関する省令(平成26年農林水産省・環境省令第1号)を参照してください。(法律関係資料集P29~P30参照。以下同じ)

-17-

②附属設備

番号	附属設備の種類	建築面積	附属設備の用に供する土地の所在	地番	地目		面積	氏名又は名称	備考
					登記簿	現況			
a	パワーコンディショナー	△㎡	i のとおり	同左	同左	同左	同左	(株)〇〇エネルギー	
b									
c									

- (注)1 ①の再生可能エネルギー発電設備と同じ土地に整備する附属設備については、附属設備の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積の欄に「〇(①の対応する番号)のとおり」と記載し、別の土地に附属設備を整備する場合にあっては、「備考」欄に①と対応する番号を記載すること。
- 2 「附属設備の用に供する土地の所在」欄には、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第9条の集約酪農地域の区域内における草地の形質変更を伴う場合にあっては、所在地のほか、申請に係る土地が集約酪農地域内に所在している旨を記載すること。
- 3 「氏名又は名称」欄には、附属設備の整備を行う者の氏名(法人又は法人でない団体にあつては、名称)を記載すること。
- 4 「7 特例措置に関する事項」の(注)のいずれかに該当する行為に係る設備については、「備考」欄にその番号を記載すること。

(2)再生可能エネルギー発電設備の整備を行う期間

番号	整備を行う期間
i	〇〇年 ××月 △△日～ 〇〇年 ●●月 ■■日
ii	年 月 日～ 年 月 日
iii	年 月 日～ 年 月 日

- (注)1 (1)①の再生可能エネルギー発電設備の番号と対応するように記載すること。
- 2 「整備を行う期間」欄には、工事の開始から実際に再生可能エネルギー発電設備が稼働し、発電できる状態になるまでに要する期間を記載すること。

(3)再生可能エネルギー発電設備の使用期間

番号	発電設備の使用期間
i	〇〇年 ●●月 ■■日～ ▲▲年 ▼▼月 ◎◎日
ii	年 月 日～ 年 月 日
iii	年 月 日～ 年 月 日

- (注)(1)①の再生可能エネルギー発電設備の番号と対応するように記載すること。

(4)再生可能エネルギー発電設備により発電した電力の供給先

- (注)電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく電気事業者への売電を行う場合にあっては、同法に基づく再生可能エネルギー発電設備の認定の状況(予定を含む。)及び年間の売電収入の見込みを記載すること。

<記入例>

電力供給先: 〇×電力株式会社(接続検討申込済み)
 年間売電収入見込み: 〇〇〇〇kWh×売電単価=△△△△△万円/年
 再生可能エネルギー発電設備の認定済み(認定日: 〇〇年△△月××日)

3 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う農林漁業の健全な発展に資する取組の内容

(1)農林漁業の健全な発展に資する取組の内容

- (注)1 取組内容、取組を行う地域や土地の所在、取組期間等について具体的に記載すること。
- 2 申請者以外の者と連携して取組を行う場合にあっては、その者と申請者が当該取組にそれぞれどのように関わるかについて具体的に記載すること。

<記入例>

〇〇年××月△△日に開業する□□直売所の整備及び運営に係る費用として、年間売電収入見込みの約5%に当たる××万円を、〇〇年から10年間、毎年、□□直売所の運営を行っている■■農業生産法人に対して提供する。□□直売所の場所等の詳細は、(2)のとおり。

(2) 農林漁業関連施設の整備の内容等

① 農林漁業関連施設の整備の内容

番号	新設等	施設の種 類・用途等	建築 面積	施設の用に 供する土地の所在	地番	地目		面積	氏名又 は名称	備考
						登記簿	現況			
ア	新築	農産物直 売所	×a	○市△町	□□	宅地	宅地	◎a	■■農 業協同 組合	
イ										
ウ										

- (注) 1 (2)は、(1)が農林漁業関連施設の整備である場合に記載すること。
 2 「新設等」欄には、新築、改築、用途変更の別を記載すること。
 3 「施設の用に供する土地の所在」欄には、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第9条の集約酪農地域の区域内における草地の形質変更を伴う場合にあつては、所在地のほか、申請に係る土地が集約酪農地域内に所在している旨を記載すること。
 4 「氏名又は名称」欄には、農林漁業関連施設の整備を行う者の氏名(法人又は法人でない団体にあつては、名称)を記載すること。
 5 「7 特例措置に関する事項」の(注)のいずれかに該当する行為に係る施設については、「備考」欄にその番号を記載すること。

② 農林漁業関連施設の整備を行う者の概要

番号	氏名及び住所
ア	氏名: ■■農業協同組合(代表理事: ○○ ▽▽) 住所: ○市△町□□-××
イ	氏名: 住所:
ウ	氏名: 住所:

- (注) 1 ①の農林漁業関連施設の整備を行う者が、「1 申請者の概要」に含まれない場合に記載すること。
 2 ①の農林漁業関連施設の番号と対応するよう記載すること。
 3 農林漁業関連施設の整備を行う者が法人又は法人でない団体である場合にあつては、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を、「住所」には「主たる事務所の所在地」を記載すること。

③ 農林漁業関連施設の整備を行う期間

番号	整備を行う期間
ア	○○年 □□月 ■■日～ ○○年 △△月 ▲▲日
イ	年 月 日～ 年 月 日
ウ	年 月 日～ 年 月 日

- (注) ①の農林漁業関連施設の番号と対応するよう記載すること。

4 再生可能エネルギー発電設備の整備及び農林漁業の健全な発展に資する取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法(別表1及び別表2)

(注) 当該整備及び当該取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法について、それぞれ別表1及び別表2(注: 法律関係資料集 P31~P33参照)に記載の上、これらを添付すること。

5 再生可能エネルギー発電設備の用に供する土地又は水域及びその周辺の地域における自然環境の保全その他の再生可能エネルギー発電設備の整備に際し配慮すべき事項

<記入例>

予定している再生可能エネルギー発電設備の整備については、環境影響評価法の対象事業には該当しないものの、自主的な環境影響評価を、××年○○月▲▲日から××年□□月▲▲日にかけて行った。その結果、当該整備による環境影響は認められなかった。結果については、自社HPで公表している。

再生可能エネルギー発電設備の整備を予定している土地の周辺の住民に対して、計○回説明会を行った。

6 再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関する事項

(1) 再生可能エネルギー発電設備の撤去に係る費用の負担及びその確保の方法

費用負担の方法		備考
負担総額	確保の方法	
〇〇〇〇万円	発電開始後の5年間、年間売電収入の〇%を〇〇銀行の口座に積み立てることにより、左記の費用を確保する。	

(注)1 「確保の方法」欄には、資金の積立て等再生可能エネルギー発電設備の整備を行う者による発電設備の撤去に要する費用の確保の方法を記載すること。

2 設備が複数ある場合にあっては、欄を追加するとともに備考欄に2(1)①又は②の対応する番号を記載すること。

(2) 土地等の原状回復等

(注)1 再生可能エネルギー発電設備を整備する土地等の権利者との間で取り決められた土地等の原状回復の内容等について具体的に記載すること。

2 添付書類として、再生可能エネルギー発電設備を整備する土地等の権利者との間の土地等の原状回復に係る契約書等の取決めを定めた書類の写しを添付すること。

<記入例>

再生可能エネルギー発電設備の使用期間終了後、6カ月以内に、〇〇株式会社の負担により、再生可能エネルギー発電設備を撤去するとともに、発電設備の用地を更地に戻すことを、発電設備の用地の所有者である〇氏と契約している。詳細は、地上権設定契約書の写しを参照。

(7) 個別法の手続の特例（ワンストップ化）

（農地法の特例）

第9条 認定設備整備者が認定設備整備計画に従って再生可能エネルギー発電設備等の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合には、農地法第四条第一項の許可があったものとみなす。

2 認定設備整備者が認定設備整備計画に従って再生可能エネルギー発電設備等の用に供することを目的として農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第五条第一項の許可があったものとみなす。

（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の特例）

第10条 認定設備整備者が認定設備整備計画に従って集約酪農地域の区域内にある草地において再生可能エネルギー発電設備等を整備するため行う行為については、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第九条の規定は、適用しない。

第11条～第15条（略）

【ワンストップ化の対象となる行為の一覧】

法律名	条項	行為	手続	(参考)本来の許可権者等
農地法	第4条第1項	農地の転用	許可	都道府県知事、農林水産大臣
	第5条第1項	農地又は牧草放牧地の転用のための権利移動	許可	都道府県知事、農林水産大臣
酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律	第9条	集約酪農地域の区域内の草地の形質変更	届出(事前)	都道府県知事
森林法	第10条の2第1項	地域森林計画の対象となっている民有林における開発行為	許可	都道府県知事
	第34条第1項	保安林における立木の伐採	許可	都道府県知事
	第34条第2項	保安林における土地の形質を変更する行為	許可	都道府県知事
漁港漁場整備法	第39条第1項	漁港区域内の水域・公共空地における工作物の建設等	許可	漁港管理者(市町村・都道府県)
海岸法	第7条第1項	海岸保全区域(公共海岸に限る。)における施設又は工作物を設けての占用	許可	海岸管理者(都道府県知事・市町村長・港湾管理者の長)
	第8条第1項	海岸保全区域における施設の新設等	許可	海岸管理者(都道府県知事・市町村長・港湾管理者の長)
自然公園法	第20条第3項	特別地域区域内における工作物の新築・改築等	許可	都道府県知事、環境大臣
	第33条第1項	普通地域内における工作物の新築・改築等	届出(事前)	都道府県知事、環境大臣
温泉法	第3条第1項	温泉を湧出させる目的で土地を掘削すること	許可	都道府県知事
	第11条第1項	温泉の湧出量の増掘、又は温泉の湧出量を増加させるための動力の装置	許可	都道府県知事

【ワンストップ化のメリット】

- ・ 個別法の許可権者である国の出先機関や都道府県の関係部署に出向く時間の短縮
- ・ 身近な市町村から助言を受けながらの申請書類の作成（書類の補正を行う時間の短縮）

【都道府県、市町村の皆様へのお願い】

- ・ 認定や協議に関する申請窓口の一本化

(8) 農林地所有権移転等促進事業

(基本計画)

第5条

4 基本計画においては、第二項各号に掲げる事項及び前項に規定する事項のほか、当該基本計画を作成する市町村が行う農林地所有権移転等促進事業（再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の円滑な整備及びこれらの用に供する土地の周辺の地域における農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図るため行う農林地等についての所有権の移転又は地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利の設定若しくは移転（第十六条において「所有権の移転等」という。）を促進する事業をいう。第一号及び同条第一項において同じ。）に関する次に掲げる事項を定めることができる。

- 一 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針
- 二 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法
- 三 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間又は残存期間に関する基準並びに当該設定され、又は移転される権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法
- 四 その他農林水産省令で定める事項

【農林地所有権移転等促進事業における権利移転のイメージ】

A	E	E
B	D	D
C		F

BDEFの権利を移転
再生可能エネルギー発電事業による
利益等を用いて、DEFを営農可能な農地に復元
(A～Cは農地法上転用可能な農地)

再エネ	E	D	耕作地
再エネ	E	D	荒廃農地
再エネ		D	

再エネ発電設備の整備を契機として、耕作放棄地の解消とともに担い手への利用集積を実現

-24-

(参考1) 再生可能エネルギー発電設備に係る農地転用の取扱い

平成24年4月 閣議決定

「優良農地の確保に支障を生じないことを前提とし、耕作放棄地を使用するなど地域の農業振興に資する場合については、再生可能エネルギー設備の設置に関し、農地制度における取扱いを明確化する」

平成25年1月 閣議決定

「(規制改革について)既往の閣議決定事項を着実に推進」

平成25年3月

支柱を立てて上部空間に太陽光パネル等を設置する場合の農地制度上の取扱いを通知で明確化

平成25年6月 閣議決定

「風力発電設備の設置に関し、農地転用制度上の取扱いを検討し、結論を得る」

再エネ法関係(省令・基本方針)

農山漁村再生可能エネルギー法に基づく再生可能エネルギー発電設備整備区域(「整備区域」)に、第1種農地を設定する場合の基準を規定(農用地区域には設定不可)

○再生可能エネルギー発電設備整備区域に第1種農地を含める場合、次の土地を設定可能

- ① 再生利用困難な荒廃農地(赤)
- ② 再生利用可能な荒廃農地(黄)のうち、生産条件が不利で、相当期間耕作に供されず、受け手が見込まれないため、今後耕作の見込みがない土地

○なお、風力発電設備及び小水力発電設備に関しては、次の要件を満たす第1種農地について荒廃農地以外の農地(緑)も整備区域に含めることが可能

- ① 年間を通じて安定的に風が観測される場所又は農業用水等を用いて効率的に発電すると見込まれる場所であること
- ② 農地の集団化等農作業上の利用に支障がない位置にあり、必要最小限の農地を設定するものであること

農地法関係(省令)

左の整備区域内で農山漁村再生可能エネルギー法に基づく設備整備計画(事業者の計画)に従って整備される再生可能エネルギー発電設備を、第1種農地の転用不許可の例外に追加(これにより、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく国・県の同意が可能に)

○この場合、次のことが必要

- ① 整備区域について、農業上の土地利用調整(国・県との調整)が調ったものであること
- ② 設備整備計画に記載された農林漁業の健全な発展に資する取組について、協議会(関係農林漁業者等により構成)において協議が調ったものであること

(参考)

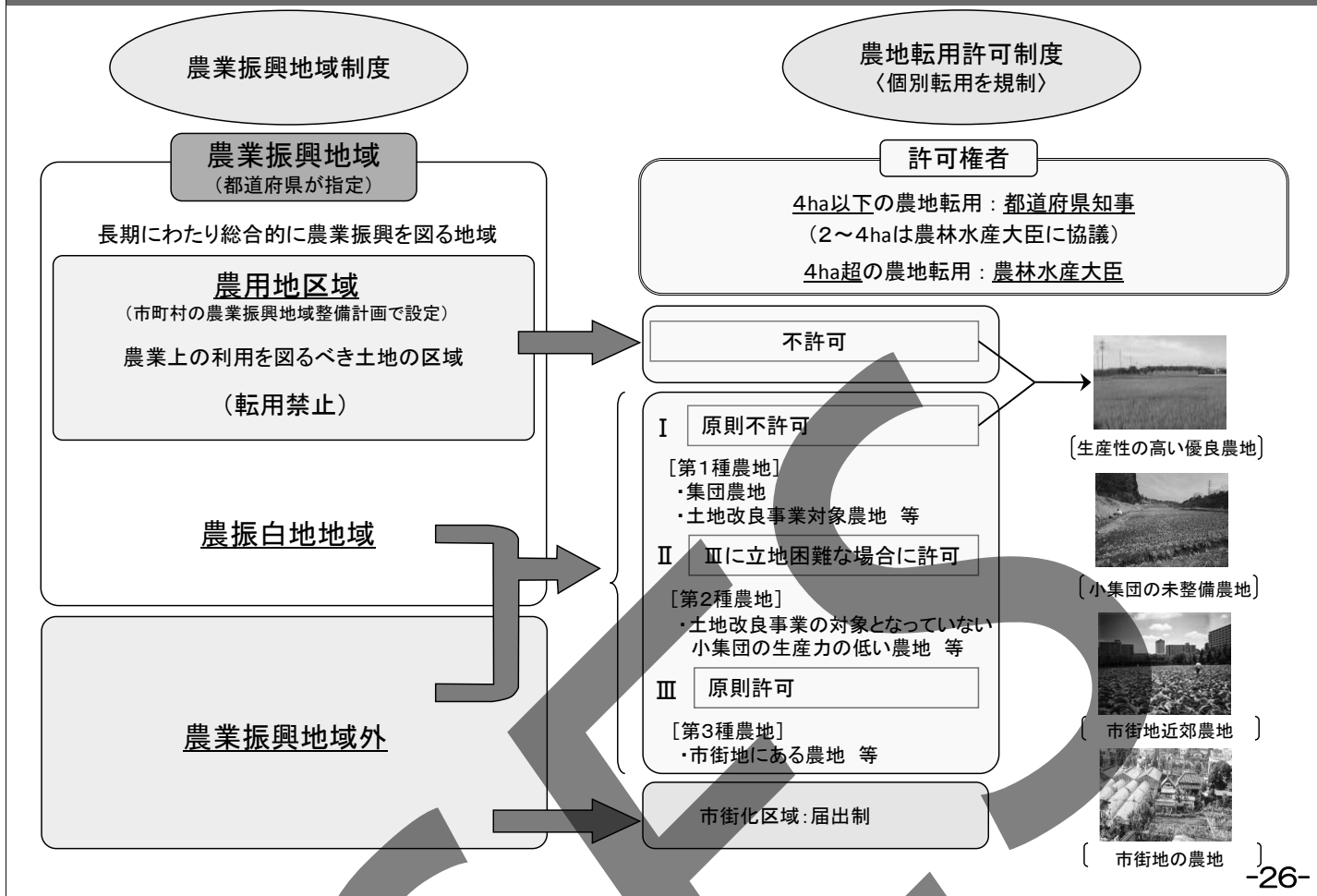
耕地	荒廃農地	
	再生利用可能な農地	再生利用困難な農地
455万ha	14.7万ha	12.5万ha



(風力、小水力の特徴)
・転用面積が点的
・立地場所が制約

-25-

農業振興地域制度と農地転用許可制度の概要



(参考2) 営農継続型太陽光発電設備等について

趣 旨

近年、支柱を立てて営農を継続するタイプの太陽光パネル等が、新たに技術開発されて实用段階となっている。

このようなケースについて、農地転用許可の対象となるか否かを明らかにする必要が生じている。

この場合、下部の農地で農業生産が継続されるよう確保する必要があり、また、周辺の営農に影響を与えないことが重要。

支柱を立てて営農継続する太陽光パネル等の農地転用に係る取扱いについて、平成25年3月31日付けで通知を発出。

- 支柱を立てて営農を継続する太陽光パネル等については、次のように対応することとし、通知を発出。
- ① 支柱の基礎部分について、一時転用許可の対象とする。一時転用許可期間は3年間（問題がない場合には再許可可能）。
- ② 一時転用許可に当たり、周辺の営農上支障がないか等をチェック。
- ③ 一時転用許可の条件として、年に1回の報告を義務付け、農産物生産等に支障が生じていないかをチェック（著しい支障がある場合には施設を撤去して復元することを義務付け）。



一本脚タイプ



屋根タイプ

農山漁村再生可能エネルギー法等についてのお問合せ先

北海道農政事務所 農政推進部 経営・事業支援課
(北海道を担当)

☎ 011-642-5485

東北農政局 経営・事業支援部 事業戦略課
(青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県を担当)

☎ 022-221-6146

関東農政局 経営・事業支援部 事業戦略課
(茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・長野県・静岡県を担当)

☎ 048-740-0427

北陸農政局 経営・事業支援部 事業戦略課
(新潟県・富山県・石川県・福井県を担当)

☎ 076-232-4233

東海農政局 経営・事業支援部 事業戦略課
(岐阜県・愛知県・三重県を担当)

☎ 052-223-4619

近畿農政局 経営・事業支援部 事業戦略課
(滋賀県・京都市・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県を担当)

☎ 075-414-9024

中国四国農政局 経営・事業支援部 事業戦略課
(鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県を担当)

☎ 086-224-9415

九州農政局 経営・事業支援部 事業戦略課
(福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県を担当)

☎ 096-211-8764

内閣府沖縄総合事務局 食品・環境課
(沖縄県を担当)

☎ 098-866-1673

農林水産省 食料産業局 再生可能エネルギーグループ

☎ 03-6744-1507

<http://www.maff.go.jp/i/shokusan/renewable/energy/index.html>

-28-

3 事例紹介

風力発電の売電益による間伐の推進

<概要>

たかおかぐんゆずはらちよう

- ・ 事業実施主体：高知県高岡郡梶原町
(高知県高岡郡梶原町)
- ・ 発電設備：風力発電
発電出力 600kW×2基
発電電力量 296万kWh/年
- ・ 建設費：4億4,500万円
- ・ 運転開始時期：平成11年12月



高原に設置された風車

<特徴>

- ・ 林野率91%。町北部のカルスト高原は風況がよく(7.2m/s)、水資源も豊富。
- ・ 風車で発電した電気は全量売電し、町の環境基金へ積み立て。
(売電収入は、固定価格買取制度認定前：約3,500万円/年 → 認定後：約6,000万円/年)
- ・ 基金積立金により、平成13~22年度までは間伐交付金として10万円/haを森林所有者に交付。現在は、ペレット向け間伐材の搬出費用として2,400円/m³を補助。
(間伐対象森林9,000haのうち、6,409ha(71%)の間伐が完了。)
- ・ このほか、公共施設の屋根を利用した太陽光発電(出力計443kW)、梶原川の有効落差6mを利用した小水力発電(出力53kW)等、地域資源をエネルギー生産に活用。
- ・ 町の累次の「総合振興計画」において、持続可能な地域づくり、町民の暮らしと自然が共生できる循環型社会を目指すとの理念を一貫して明示し、町民へも浸透。



木質チップ工場

-30-

太陽光発電の売電収入を活用した農村集落の再生

<概要>

- ・ 事業実施主体：テイクエネルギーコーポレーション(株)
(熊本県菊池郡菊陽町)
- ・ 事業実施場所：熊本県上益城郡山都町水増集落
- ・ 発電設備：太陽光発電(名称：水増ソーラーパーク)
発電出力 2,000kW
発電電力量 250万kWh/年(見込)
- ・ 建設費：5億5,850万円
- ・ 運転開始時期：平成26年2月



発電施設の全景

<特徴>

- ・ 集落の住民が管理していた土地を有効利用するため、県のメガソーラー候補地の募集へ登録。
- ・ 応募者の中から唯一、地域再生の提案を行ったテイクエネルギーコーポレーション(株)の誘致を集落側が主体的に決定。
- ・ 年間約500万円の借地料に加え、水増集落の管理組合とマーケティング包括協定協働プロジェクトを締結し、棚田米のブランド化や加工品の開発、管理組合のスタッフ雇用等の経費として売電収入の約5%の500万円/年を地域還元。
- ・ これら呼び水として子供たちが帰ってくる集落となり、農村集落の再生モデルとなることを期待。売電期間終了後は、発電施設を集落に譲渡し、地産地消エネルギーとして活用予定。



山の斜面に設置された太陽光パネル

-31-

小水力発電を活用した農産物加工品の開発

<概要>



上掛け型水車

- ・ 事業実施主体：石徹白地区地域づくり協議会
(岐阜県郡上市)
- ・ 発電設備：小水力発電
発電出力 2.2kW (上掛け型)
0.8kW (らせん型)
発電電力量 1.3万kWh/年
- ・ 建設費：900万円
- ・ 運転開始時期：平成20年1月

<特徴>



らせん型水車

農産物加工品→

- ・ 岐阜県郡上市の石徹白地区は、地域の高齢化、過疎化による人口減少が深刻化したことから、地域活性化を図るため、地元の有志が設立したNPOにより小水力発電を導入。
- ・ 休眠していた農産物加工施設に、小水力発電による電力を供給し、地元特産品である糖度の高いトウモロコシの規格外品を乾燥・粉末にしてケーキ等の新商品を開発・販売する6次産業化の取組を地元女性グループが実施。
- ・ 小水力発電の導入により、マスコミ等、全国から多数の視察があり、石徹白の知名度の向上に大きく貢献。
- ・ 平成26年4月に農業水利施設の維持管理を行う農協を設立。今後、小水力発電設備(最大出力91kW)を新設し(平成28年度運転開始予定)、その売電収入を農業研修・共同利用施設の設置・農業経営など、農村振興のために活用する予定。

-32-

小水力発電による土地改良区の維持管理費負担の軽減

<概要>



水力発電施設の外観と水車

- ・ 事業実施主体：那須野ヶ原土地改良区連合
(栃木県那須塩原市)
- ・ 発電設備：小水力発電
発電出力 計1,000kW
発電電力量 計570万kWh/年

那須野ヶ原 (発電出力 340kW)	運転開始時期：平成4年6月)
百村第一・第二(発電出力 30kW・90kW)	運転開始時期：平成18年3月)
墓沼第一・第二(発電出力 360kW・180kW)	運転開始時期：平成21年2月)

- ・ 建設費：11億7千万円

<特徴>



発電機設置前の水路

設置工事の様子

- ・ 那須野ヶ原発電所は、国営土地改良事業として全国で初めて計画設置されたもの。その後、順次増設され、現在は7基が稼働。
- ・ 発電した電気は土地改良施設へ供給するとともに余剰分を売電し、管内の農業用水路等の維持管理費に充当。
- ・ 固定価格買取制度により売電価格が上昇し、農家からの賦課金の低減に貢献(具体的には、農家の賦課金が5,000円/10a(平成5年)から2,000円/10a(平成25年)に軽減)。
- ・ 平成25年4月からは、赤田調整池周辺の土地を利用した出力400kWの太陽光発電設備が稼働。
- ・ 平成17年度第7回日本水大賞(農林水産大臣賞)受賞他。

-33-

未利用材を活用した木質バイオマス発電による林業振興



発電施設の外観



未利用材をチップパーに運搬



未利用材のチップ

<概要>

- ・ 事業実施主体：(株)グリーン発電会津
(福島県会津若松市)
- ・ 発電設備：木質バイオマス発電
発電出力 5,700kW
発電電力量 約4,134万kWh/年
- ・ 燃料：木質バイオマス(約7割が未利用間伐材)
約6万トン/年
- ・ 建設費：20億円
- ・ 運転開始時期：平成24年7月

<特徴>

- ・ 地域の未利用材(特に間伐材)を有効活用するため、同発電所を建設。
- ・ 会津流域林業活性化センター※の協力により、周辺の山林から発生する未利用材を集荷・チップ化する燃料供給体制を構築。
- ・ 山林未利用材の流通により、山主や林業事業者、森林組合へ利益を還元。
- ・ 発電事業において地元で新規雇用(18人)を創出。
- ・ 立地条件(原料確保の容易性、特別高圧線までの距離、水の確保、交通アクセス等)に合致する土地を取得。

※「会津流域林業活性化センター」は、国、県、市町村、森林組合、木材製材協同組合及び素材生産者などにより構成。森林整備の促進と地域材の生産・加工・流通に至るまでの一体的な支援のための連絡調整などに取り組んでいる。

-34-

家畜排せつ物を利用したバイオガス発電による環境対策



バイオガス発電施設の外観



フリーストール牛舎

<概要>

- ・ 事業実施主体：農事組合法人サンエイ牧場
(北海道広尾郡大樹町)
- ・ 発電設備：バイオガス発電
発電出力 300kW(150kW×2基)
発電電力量 183万kWh/年(予定)
(熱出力358kW(179kW×2基))
- ・ 燃料：乳牛の排せつ物
(メタン発酵させて発電)
103m³/日(成牛約1,400頭分)
- ・ 建設費：約3億6千万円
- ・ 運転開始時期：平成25年1月

<特徴>

- ・ 酪農の臭気対策を目的にプラントを建設。地元の農機具メーカー等が、既存のロードヒーティング技術の応用を始め、自社で発案・工夫した発酵槽等の設備を設計・整備することにより、バイオガスプラントの高コスト構造を打破。
- ・ 消化液は自家畑に散布。将来的には販売も。
- ・ プラントの建設資金は、酪農経営に必要な家畜排せつ物処理施設として、既存のスーパーL資金(認定農業者用の融資)により調達(補助金なし)。

-35-

食品廃棄物を活用したバイオガス・コージェネレーション発電

<概要>

- ・ 事業実施主体：株式会社 開成
(新潟県村上市)
- ・ 発電設備：バイオガス・コージェネレーション発電
発電出力 25kW
発電電力量 21万kWh/年
- ・ 燃料：温泉宿及び食料品店等からの食品廃棄物
(メタン発酵させて発電)
4.9トン/日
- ・ 建設費：約3億円 (温室ハウス、加温設備等を含む)
- ・ 運転開始時期：平成24年11月 (発電設備)
(メタン発酵プラントは平成24年5月に本格稼働)



バイオガス・コージェネレーション施設



バイオマス熱を利用してパッションフルーツを加温栽培

ジェラートに加工し販売

<特徴>

- ・ 農業者が主導する地域資源循環型のビジネスモデルの構築を目指して、事業者の敷地内にバイオガス・コージェネレーション発電設備を設置。
- ・ 発電した電力は、電力会社に全量売電。併せて創出されたバイオマス熱は、パッションフルーツの栽培ハウスの暖房に活用。
- ・ 生産されたパッションフルーツは、品質の高さを評価され、東京の高級果物専門店等で販売するほか、隣接する直売所でジェラート等に加工して観光客向けに販売。
- ・ 発電の際に生じた消化液は、近隣の農地に散布し、液肥として有効活用。

-36-

太陽光発電を活用した酪農経営による生乳のブランド化

<概要>

- ・ 事業実施主体：浜中町農業協同組合 (JA 浜中町)
あつけしぐん
(北海道厚岸郡浜中町)
- ・ 発電設備：太陽光発電
発電出力 計1,050kW
発電電力量 約121万kWh/年
- ・ 建設費：7億2,500万円
- ・ 運転開始時期：平成22年5月



牧場に設置された太陽光パネル



発電された電気は搾乳機、換気装置などに使用

<特徴>

- ・ クリーンエネルギーを活用した酪農業の先駆けとなるべく、100戸余りの酪農家が太陽光発電設備を設置。
- ・ 発電した電気は畜舎内で使用し、酪農家1戸当たりの電力経費を年間20万円程度削減。また、余剰分は売電。
- ・ 太陽光を活用したエネルギーの地産地消とCO2の排出削減を実現。
- ・ 太陽光発電を活用して生産した生乳を「エコ牛乳」としてアピール。生乳は高級アイスクリームの原材料等として供給されており、当該地域のブランドイメージ向上に寄与。

-37-